

災害時における要援護高齢者の緊急受入に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と 宗教法人 寒川神社（以下「乙」という。）とは、寒川町内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における在宅の寝たきり高齢者や認知症高齢者等（以下「要援護高齢者」という。）の緊急受入について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、災害時に甲が乙の運営する町内の介護老人保健施設に対し緊急受入協力を要請するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（受入の要請及び受諾）

第2条 甲は、被災した在宅の要援護高齢者及び寒川町地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護高齢者の緊急受入避難場所として、乙に対し緊急の受入を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から受入の要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、又は要請事項に従い業務を行う。

（受入期間）

第3条 甲が、乙に緊急受入を依頼できる期間は、原則として30日程度とする。

（費用負担）

第4条 甲の要請に基づき、乙が要援護高齢者に係る緊急受入を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（介護保険給付の特例）

第5条 この協定書により、利用者定数超過及び職員の員数等が厚生労働大臣が定める基準を満たさない状況にあっても、介護保険給付は所定の介護報酬単位数により算定するものとする。

（手続き等）

第6条 甲は、第2条の規定により乙に要援護高齢者の受入を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

（1）受入を要請する要援護高齢者の氏名、住所、心身の状況（個人の情報）、連絡先等

（2）要援護高齢者の身元引受人の氏名、連絡先等

（3）受入要請期間

（受入可能人数等の協議）

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、介護老人保健施設の要援護高齢者の受入可能人員、災害時の介護支援者等の確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図ることとする。

（報告）

第8条 甲は、乙に施設の運営状況について報告を求めることができる。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成24年3月22日

甲 寒川町宮山165番地

寒川町

寒川町長 木村俊雄



乙 寒川町宮山3916番地

宗教法人 寒川神社

宮司 利根康教

